

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 7 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例

鴨川市附属機関設置条例(平成 31 年鴨川市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 教育委員会の附属機関の表鴨川市教育支援委員会の項の次に次のように加える。

鴨川市 学校適 正規模 等検討 委員会	教育委員会の諮 問に応じ、小学 校、中学校及び 認定こども園の 適正規模及び適 正配置に関する 事項について調 査審議を行うこ と。	委員長 1 人、副委 員長 1 人 及びこれ ら以外の 委員	16 人 以内	(1) 学校教育の関係者 (2) 児童福祉の関係者 (3) 識見を有する者	委嘱の日 から諮問 に係る調 査審議が 終了する まで
---------------------------------	--	---	------------	---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 教育支援委員会の委員の項の次に次のように加える。

学校適正規模等検討委員会の委員	5,000 円
-----------------	---------